

令和3年9月29日

保護者の皆様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苅弘美
(公印省略)

家庭における新型コロナウイルス感染症拡大予防のお願い

緊急事態宣言期間が明け、県は10月1日から感染抑止期間と位置づける状況の中、ご家庭におきましても、引き続き、新型コロナ感染拡大防止にご協力くださるよう、お願い致します。
感染拡大防止の対応について、引き続きご理解頂きますよう、よろしくお願い致します。

1 ご家庭での防止策

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスク着用など感染予防を徹底すること。(同居人に体調不良の者がいる場合には、ご家庭でもマスク着用を。)
- (2) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を行い、免疫力を高めること。
- (3) 換気を心がけ、感染予防を徹底すること。
- (4) 不要不急の外出は自粛すること。特に飲食を伴う集まりは、同居家族で。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し、学校に提出すること。
同居家族についても記入すること。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、かかりつけ医に電話で相談した上で、受診すること。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校させること。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクも準備してください。

2 次のような場合は、必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合、症状がなくなるまで。
- (2) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり、自宅待機を指示された場合。
- (3) 園児児童生徒本人が、濃厚接触に特定された場合。
濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合、陰性であっても、2週間の自宅待機が必要になります。
- (4) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR検査等を受ける場合。
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合、検査結果が出るまで。
- (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合、症状がなくなるまで。



※ 同居家族以外で、園児児童生徒が接触した人(祖父母等)の感染が判明したり、園児児童生徒が接触した人が上記(5)から(7)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。

※ 新型コロナウイルスの感染状況に応じては、上記の内容の変更をする場合もございます。その場合は早急にお知らせ致します。